

森林整備事業・治山事業（公共）

【復旧・復興対策（復興庁計上） 1, 580百万円】

対策のポイント

- ・放射性物質の影響により整備が進み難い人工林等において、公的主体による適正な森林整備の実施を図ります。【森林整備事業】
- ・津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の復旧・再生や被災した山地等の復旧整備を通じ、安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響がある区域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、森林整備が停滞するおそれがあり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。
- ・森林は、水源や山菜、きのこの採取など地域住民の生活と密接に関係しており、適切な森林整備とともに放射性物質の低減対策等が求められています。
- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。被災地域の早期復興を進めていくため、その基盤となる海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地等の復旧整備等が急務となっています。

政策目標

- 森林の適正な整備により、森林・林業を再生し、被災地の復興を支援
- 治山対策による復旧整備を実施し、災害発生のおそれが高い地域の災害を防止

<主な内容>

1. 森林整備事業

517百万円

被災地における森林の公益的機能の維持、森林・林業の再生を図るため、放射性物質の影響により整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐、路網整備等の森林施業を推進します。

2. 治山事業

1, 063百万円

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や発生した山腹崩壊地等における復旧整備を実施します。

国費率：10／10、1／2、1／3等
事業実施主体：国、都道府県、（独）森林総合研究所等

お問い合わせ先：

森林整備事業：林野庁整備課（03-6744-2303（直））

治山事業：林野庁治山課（03-6744-2308（直））